

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所  
 (設置者) フリガナ  
 氏 名  
 電話番号

( 法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
 名称、代表者の氏名及び電話番号 )

病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設(休止・再開)届

(病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設)を(休止・再開)したので、医療法第8条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院、診療所若しくは助産所又はオンライン診療受診施設の名称	(フリガナ)			
2 開設(設置)場所	〒			
	TEL		FAX	
3 休止(再開)年月日	年 月 日			
4 休止(再開)の理由				
5 休止の場合	再開予定年月日	年 月 日		
	休止中の連絡先			

(注意)

○医療法(抜粋)

第8条の2 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者は、正当な理由がないのに、その病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を1年を超えて休止してはならない。ただし、前条第1項の規定による届出をして開設した診療所又は助産所の開設者については、この限りではない。

2 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者が、その病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を休止したときは、10日以内に都道府県知事に届け出なければならない。休止した病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を再開したときも、同様とする。